

買い取り業者に買い取らせたら、収益は上がるが処分の方々に疑問が残る。例えば建設廃材の場合、処分業者の許可や最終処分場を持っているかなどの後追いをして証明を出させていると思うが、今もやっているのか。

**答** 市の建設工事現場から排出される建設廃棄物は、建設副産物適正処理推進要綱に基づき、再利用の促進と適正処理の推進に努めている。発注者である市は、工事発注に当たり、適正費用の負担と明確な指示を行い、建設副産物の発生抑制や分別解体など、建設廃棄物の再資源化と適正処理の促進に努めている。また、現場の工事の監督行為では、許可を得た産業廃棄物収集運搬業者や産業廃棄物処理業者等と直接契約し、排出に当たっては一部例外を除いて産業廃棄物管理票により、最終処分の完了を確認している。産業廃棄物管理票は、一般的に「マニフェストと呼ばれ、廃棄物の委託処理における責任の明確化と、廃棄物が適正に処理されていることを把握して、不法投棄などの未然防止を目的として活用されている

ものである。

**問** 建設廃材の場合と同じくパソコンについても不法投棄とならないように気をつけてもらいたいが、同様に、太陽光発電設備に関しては、将来の廃棄までを念頭に置いて設置しているのか、また将来廃棄物になった場合はどのように考えているのか。

ワット未満の一般用電気工作物の太陽光発電システムが安全に使用できることを目的に、一般社団法人太陽光発電協会が「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」を作成している。

**答** 太陽光パネルの法定耐用年数は17年だが、実際の耐久年数は、試験結果やメーカー保証からおおむね20年とされている。使用できなくなった設備の取り扱いについて、平成28年3月に環境省が「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を整備した。当ガイドラインに沿って産業廃棄物処理業者に委託し、関係法令に十分留意して適切な処理を行いたい。

**問** 市が設置している太陽光発電設備は、点検義務のない50キロワット未満がほとんどだと思うが、点検はしているのか。

**答** 平成18年度から7施設に設置しており、現在、全ての設備において専門業者による定期点検を実施している。なお、10キロワット以上50キロ



太陽光パネル（金橋小学校）

一般質問  
**田中かずとも**  
(新星檀原)

**檀原市内に建設が計画されている場外（馬券）売り場**

**問** 市内に場外発売所の設置計画があるが、主催者は誰か。  
**答** 一般的には、JRA、地方競馬を主催する組合のほか、地域や場所によってさまざま

な民間の事業者が主催者となっており、当該施設の所有者である民間の事業者になると考えている。

**問** 競馬を含めて公営競技はどのようなものがあるのか。

**答** 競輪、オートレース、競馬、ボートレースの4種類の公営競技がある。

**問** 公営競技の場外発売所とはどのような施設か。

**答** 公営競技が行われている競走場以外で観戦または参加できる施設のことであり、投票券の発売や、モニターなどでレース中継を観戦することが

できる。

**問** 施設の計画場所、概要は。

**答** ツインゲート檀原に計画されている。競輪と地方競馬の複合型の場外発売所として計画されており、北側の建物内の1階約250坪に地方競馬の場外発売所、2階に同様の面積で競輪の場外発売所が計画されている。営業期間は、基本的に年中無休、営業時間は、午前9時から午後9時までの12時間である。来場者数は、1日当たり約500人程度と推測されている。

**問** 実際にはもう少し来場者数が多いと思うが、来場者数の根拠は。

**答** 事業者から提出された事業計画の概要に、推測来場者数は1日を通して500人との記載があったが、根拠となる数字は示されていない。国内同等施設の来場者数を調べたところ、静岡県内の某市で、新設場外発売所の初日来場者数が600人余りであり、大きく乖離していない。しかし、500人程度との数字は平日を含めた平均のようであり、週末の来場者数は、もう少し多くなると推測される。

**問** 場外発売所の立地及び設置の基準は。また、許可権者は誰か。

**答** 計画場所は、都市計画法上は特に問題がないエリアであり、建築基準法上も特に問題は無い。奈良県警に確認をしたが、風俗営業法の許可等は不要とのことである。競馬の場外発売所設置の際には、競馬法施行規則に基づく場外設備の位置等の基準に適合させる必要があるが、「学校その他の文教施設及び病院その他の医療施設から適当な距離を有し、文教上又は保健衛生上著しい支障を来すおそれがない」位置と定められている。